

## 『象院題語』の句点について(上)

竹越 孝

### 1. はじめに

いわゆる朝鮮資料の中国語に、アルタイ諸語的ないしは朝鮮語的な特徴が認められるのは周知のことであるが、その特徴は句と句の区切り方(分句)の面からも窺うことができる。筆者は『翻譯老乞大』(1517年以前)と『老乞大諺解』(1670年)における分句の相違点を扱った際にこの問題に触れたことがあるが<sup>1</sup>、『老乞大諺解』と時を同じくして成ったと考えられる『象院題語』(1670年)においては、この特徴がより鮮明な形で見られる。本稿では『象院題語』の二つのテキストに施された句点について若干の検討を行い、それぞれの分句の特徴を考えてみたい。

管見の限り、現存する『象院題語』のテキストはいずれも不分巻一冊、全30張、有界、每半葉8行14字の木版本であり、1670年の鑄字印本を訳学生呉震昌が1699年に覆刻した版本に基づくと考えられるが<sup>2</sup>、版木の一部欠損に対する補修の有無により原刊本と補修本の二系統に分けることができる<sup>3</sup>。本稿が対象とするのは共に原刊本の系統に属する次の二本である：

A. ソウル大学校奎章閣蔵本(奎7493;以下奎章閣本)<sup>4</sup>

B. 東洋文庫蔵の前間恭作氏旧蔵本(VII-1-39;以下前間本)

奎章閣本は現存諸本のうち最も早い段階で刷り出されたものらしく、もともと版木に刻された句点(以下「刻点」)が多く残されている。前間本には、原所蔵者が墨筆で書き込んだ句点(以下「書点」)が見られる。

### 2. 前間本における句点

『象院題語』は全40篇の白話短文からなるが、奎章閣本では第1篇から第17篇まで(1a2-13a1)に刻点が見られ、拙稿(2006b;2006c)はこれを底本としている<sup>5</sup>。本稿ではまず、そこで触れられなかった前間本における句点の状況を概観しておきたい。

前間本では第20篇まで(1a2-15a6)に句点が見られるが、その内訳はやや複

<sup>1</sup> 拙稿(2005a)参照。

<sup>2</sup> 拙稿(2005b)参照。

<sup>3</sup> 拙稿(2005c)参照。

<sup>4</sup> 奎章閣本については船田善之氏より影照本のコピーをご提供いただいた。ここに記して謝意を申し上げる。

<sup>5</sup> 拙稿(2006a)では前間本を底本としたが、句点については触れていない。

雑で、第1篇(1a2-1b4)は刻点のみ、第2篇から第3篇の途中即ち第2張末まで(1b5-2b8)は刻点と書点が混在し、それ以降は書点のみとなっている。

まず、第1篇における刻点は、次の例に見られる句点を欠くことを除けば奎章閣本と同じである<sup>6</sup>：

(1) 父母沒了呵。(1/1b3)

刻点と書点が混在する第2篇及び第3篇において、書点が見られるのは以下の諸例である：

- (2) 小邦雖在海外。(2/1b6)
- (3) 三綱五常中國一般了。(2/1b6-7)
- (4) 敦行孝悌遵守禮法。(2/1b7)
- (5) 刑政法度。(2/1b7)
- (6) 依着大明律條行。(2/1b7-8)
- (7) 殿下毎日接大臣書筵。(2/2a1)
- (8) 只依公道不敢行私。(2/2a2)
- (9) 不喫酒肉。(2/2a4)
- (10) 終身守寡。(2/2a5)
- (11) 這箇是風俗的大槩了。(2/2a6)
- (12) 重修又燒火了。(3/2b2)
- (13) 文武千官分東西。(3/2b5-6)
- (14) 朝北站住。(3/2b6)
- (15) 左右串廊。(3/2b6)
- (16) 簷下糾儀。(3/2b6-7)

このうち、(5)、(10)、(13)、(15)及び(16)の書点は、後述するように奎章閣本の刻点と位置が異なる。おそらく、奎章閣本の段階で存在していた刻点のかなりの部分が前間本の段階ではすでに磨滅して見えなくなっており、前間本の原所蔵者はそれを補う目的で句点を書き入れていったのであろう。

第18、19、20の三篇は、鴨緑江から北京までの朝貢ルートと所要里数を羅列した部分であり、奎章閣本に刻点は見られないが、前間本では次のような書点が付されている：

- (17) 鴨緑江。到湯站。九十里。(18/13a3)
- (18) 湯站。到鳳凰城。四十里。(18/13a4)
- (19) 鳳凰城。到鎮東堡。四十里。(18/13a5)
- (20) 鎮東堡。到鎮夷堡。六十里。(18/13a6)
- (21) 鎮夷堡。到連山關。七十里。(18/13a7)

---

<sup>6</sup> 用例後のカッコ内は篇次／張・表裏・行を表す。以下同。

- (22) 連山關。到甜水站三十里。(18/13a8)
- (23) 甜水站。到遼東九十里。(18/13b1)
- (24) 遼東。到鞍山六十里。(19/13b3)
- (25) 鞍山。到海州衛五十里。(19/13b4)
- (26) 海州衛。到牛家庄四十里。(19/13b5)
- (27) 牛家庄。到沙嶺六十里。(19/13b6)
- (28) 沙嶺。到高平六十里。(19/13b7)
- (29) 高平。到盤山四十里。(19/13b8)
- (30) 盤山。到廣寧五十里。(19/14a1)
- (31) 廣寧。到閭陽五十里。(19/14a2)
- (32) 閭陽。到十三山四十里。(19/14a3)
- (33) 十三山。到小凌河六十里。(19/14a4)
- (34) 小凌河。到杏山三十八里。(19/14a5)
- (35) 杏山。到連山五十里。(19/14a6)
- (36) 連山。到曹庄五十里。(19/14a7)
- (37) 曹庄。到東關五十里。(19/14a8)
- (38) 東關。到沙河三十六里。(19/14b1)
- (39) 沙河。到高嶺五十里。(19/14b2)
- (40) 高嶺。到山海關五十里。(19/14b3)
- (41) 山海關。到深河六十里。(20/14b5)
- (42) 深河。到撫寧縣四十里。(20/14b6)
- (43) 撫寧縣。到永平府七十里。(20/14b7)
- (44) 永平府。到七家嶺六十里。(20/14b8)
- (45) 七家嶺。到豐潤一百里。(20/15a1)
- (46) 豐潤。到玉田八十里。(20/15a2)
- (47) 玉田。到薊州七十里。(20/15a3)
- (48) 薊州。到三河七十里。(20/15a4)
- (49) 三河。到通州七十里。(20/15a5)
- (50) 通州。到北京四十里。(20/15a6)

一見してわかるように、(21) 以前と (22) 以降とでは形式が異なっており、後者では到着地と所要里数の間に句点が挟まれていない。句点の書き入れに複数の者が関与した可能性もあるが、同一人物が途中で方針を変更したと解釈することもできる。

### 3. 奎章閣本と前間本の相違

以上を踏まえた上で、ここでは奎章閣本の刻点と前間本の書点の位置が相違

する例を挙げる。分句の相違は次の三タイプに分けることができる：①奎章閣本で分けている句を前間本では分けない（「X。Y」→「XY」）；②奎章閣本で分けていない句を前間本では分ける（「XY」→「X。Y」）；③奎章閣本と前間本で句を分ける位置が異なる（「XY。Z」→「X。YZ」／「X。YZ」→「XY。Z」）。以下ではタイプごとに節を立てて記述することとし、用例番号に付した a で奎章閣本を、b で前間本を示す<sup>7</sup>。

### 3. 1. 奎章閣本で分けている句を前間本では分けない例

- (51a) 千官每。咳嗽後頭。(3/3a3-4)
- (51b) 千官每咳嗽後頭。(同上)
- (52a) 都司是管者軍馬。備禦邊方。(8/5b4-5)
- (52b) 都司是管者軍馬備禦邊方。(同上)
- (53a) 獐子的序班是。講獐子的話。(13/9a2-3)
- (53b) 獐子的序班是講獐子的話。(同上)
- (54a) 有氣力的。先得牙牌作正官。(13/9a5)
- (54b) 有氣力的先得牙牌作正官。(同上)
- (55a) 有闕便。北直隸八府富家子弟裏頭。(14/9b2-3)
- (55b) 有闕便北直隸八府富家子弟裏頭。(同上)
- (56a) 第三等便。只饋他冠帶閑住了。(14/9b7-8)
- (56b) 第三等便只饋他冠帶閑住了。(同上)
- (57a) 掌印大人上。稟了車輛的數兒。(15/10a3-4)
- (57b) 掌印大人上稟了車輛的數兒。(同上)
- (58a) 關外是遞運所。和按察的車子。(15/10a4-5)
- (58b) 關外是遞運所和按察的車子。(同上)
- (59a) 遞運所是。管車輛的衙門。(15/10a5-6)
- (59b) 遞運所是管車輛的衙門。(同上)
- (60a) 鎮撫官請宰相。進去月臺上站住。(17/12a3)
- (60b) 鎮撫官請宰相進去月臺上站住。(同上)
- (61a) 都司裏討牽馬的人夫来。起身去。(17/12b7)
- (61b) 都司裏討牽馬的人夫来起身去。(同上)

### 3. 2. 奎章閣本で分けていない句を前間本では分ける例

- (62a) 刑政法度依着大明律條行。(2/1b7-8)
- (62b) 刑政法度。依着大明律條行。(同上)

<sup>7</sup> なお、以下では一句が複数の句に対応しているものも 1 例として扱い、また③の例には①②の要素を含む場合がある。

- (63a) 終身守寡不肯改節。(2/2a5-6)  
(63b) 終身守寡。不肯改節。(同上)
- (64a) 文武千官分東西朝北站住。(3/2b5-6)  
(64b) 文武千官分東西。朝北站住。(同上)
- (65a) 每月初一日十五日是大朝。(4/3b2)  
(65b) 每月初一日十五日。是大朝。(同上)
- (66a) 文武千官穿了公服。(4/3b4)  
(66b) 文武千官。穿了公服。(同上)
- (67a) 文武千官穿了時服。(4/3b6)  
(67b) 文武千官。穿了時服。(同上)
- (68a) 六部尚書以下有奏的事。(4/3b7-8)  
(68b) 六部尚書以下。有奏的事。(同上)
- (69a) 節暇是天朝各樣有名的日子。(5/4a3)  
(69b) 節暇。是天朝。各樣有名的日子。(同上)
- (70a) 冬至節日放假三日。(5/4a3-4)  
(70b) 冬至節日。放假三日。(同上)
- (71a) 正朝節日放假五日。(5/4a4)  
(71b) 正朝節日。放假五日。(同上)
- (72a) 元宵節日放假十日。(5/4a5)  
(72b) 元宵節日。放假十日。(同上)
- (73a) 端午節日放假三日。(5/4a5-6)  
(73b) 端午節日。放假三日。(同上)
- (74a) 這一等節日便關門不開。(5/4a6)  
(74b) 這一等節日便。關門不開。(同上)
- (75a) 庶吉士是天朝進士。(6/4b2)  
(75b) 庶吉士。是天朝進士。(同上)
- (76a) 成効的翰林院補闕。(6/4b4-5)  
(76b) 成効的翰林院。補闕。(同上)
- (77a) 大理寺是管審律罪名。(7/5a6)  
(77b) 大理寺是管審律。罪名。(同上)
- (78a) 刑部都察院的罪名動文書送到大理寺。(7/5a6-8)  
(78b) 刑部都察院的罪名。動文書。送到大理寺。(同上)
- (79a) 本國陪臣到京裏。(9/6a1-2)  
(79b) 本國陪臣。到京裏。(同上)
- (80a) 預先擺酒飯。(9/6a3)  
(80b) 預先擺。酒飯。(同上)

- (81a) 宣徳年間改了鴻臚寺。(10/6b2-3)
- (81b) 宣徳年間。改了鴻臚寺。(同上)
- (82a) 司禮監送了六科衙門。(11/7a5-6)
- (82b) 司禮監。送了六科衙門。(同上)
- (83a) 三位堂上四司郎中。(12/7b4)
- (83b) 三位堂上。四司郎中。(同上)
- (84a) 退朝後頭不論前後進來。(12/7b5)
- (84b) 退朝後頭。不論前後進來。(同上)
- (85a) 郎中以下都到正堂簷下伺候。(12/7b7-8)
- (85b) 郎中以下。都到正堂簷下伺候。(同上)
- (86a) 到月臺上禮畢後頭。(12/8a4)
- (86b) 到月臺上。禮畢後頭。(同上)
- (87a) 一箇皂隸拿者投文牌出來。(12/8a6-7)
- (87b) 一箇皂隸。拿者投文牌。出來。(同上)
- (88a) 這箇筭手元有數兒。(14/9b2)
- (88b) 這箇筭手。元有數兒。(同上)
- (89a) 喫官糧三考出身。(14/9b4)
- (89b) 喫官糧。三考出身。(同上)
- (90a) 催車是我們赴京時。(15/10a2)
- (90b) 催車。是我們赴京時。(同上)
- (91a) 奉聖旨依舊開門自行出入。(16/11a8-11b1)
- (91b) 奉聖旨依舊開門。自行出入。(同上)
- (92a) 這幾年又門禁好生嚴緊。(16/11b1-2)
- (92b) 這幾年又門禁。好生嚴緊。(同上)
- (93a) 和鎮撫官跪者說國王咨文。(17/12a8-12b1)
- (93b) 和鎮撫官。跪者說。國王咨文。(同上)
- (94a) 都司說接後頭行茶禮。(17/12b1)
- (94b) 都司說接後頭。行茶禮。(同上)
- (95a) 差一箇通事送八里站催車來。(17/12b5-6)
- (95b) 差一箇通事。送八里站催車來。(同上)
- (96a) 揔兵衙門上討馬匹。(17/12b6)
- (96b) 揔兵衙門上。討馬匹。(同上)
- (97a) 沿路上打聽朝廷消息邊境的聲息。(17/12b7-8)
- (97b) 沿路上打聽朝廷消息。邊境的聲息。(同上)

### 3. 3. 奎章閣本と前間本で句を分ける位置が異なる例

- (98a) 左右串廊簷下。糾儀御史排行站住後頭。(3/2b6-7)
- (98b) 左右串廊。簷下糾儀。御史排行站住後頭。(同上)
- (99a) 鳴鞭三遭後頭。動樂。(3/3a4)
- (99b) 鳴鞭三遭。後頭動樂。(同上)
- (100a) 千官每。行五拜三叩頭作揖。三舞蹈跪下。聽三呼之聲。(3/3a4-6)
- (100b) 千官每行五拜三叩頭。作揖三舞蹈。跪下聽三呼之聲。(同上)
- (101a) 屬在翰林院內閣學士。教誨。(6/4b3-4)
- (101b) 屬在翰林院。內閣學士教誨。(同上)
- (102a) 這箇庶吉士年例養育的規矩是。戶部出讀書的燈油錢。(6/4b5-6)
- (102b) 這箇庶吉士。年例養育的規矩。是戶部。出讀書的燈油錢。(同)
- (103a) 三法司是。刑部都察院大理寺。(7/5a4)
- (103b) 三法司。是刑部都察院大理寺。(同上)
- (104a) 都布按是。天朝外方三箇大衙門。(8/5b2)
- (104b) 都布按。是天朝外方三箇大衙門。(同上)
- (105a) 光祿寺是。管筵宴酒飯的衙門。(9/6a1)
- (105b) 光祿寺。是管筵宴酒飯的衙門。(同上)
- (106a) 鴻臚寺大通事是。御前答應的通事。(10/6b1)
- (106b) 鴻臚寺大通事。是御前答應的通事。(同上)
- (107a) 科道官是。科是六科給事中。(11/7a1)
- (107b) 科道官。是科。是六科給事中。(同上)
- (108a) 通政司奏皇帝上。御覽之後。(11/7a4-5)
- (108b) 通政司。奏皇帝上御覽之後。(同上)
- (109a) 一箇外郎打雲板。高聲說坐堂坐堂。(12/7b6-7)
- (109b) 一箇外郎。打雲板高聲說。坐堂坐堂。(同上)
- (110a) 郎中員外主事觀政進士。進前作揖。(12/8a1-2)
- (110b) 郎中員外主事觀政進士進前。作揖。(同上)
- (111a) 大門外頭饋人看了。一應投文的呈狀的口詞的。(12/8a7-8)
- (111b) 大門外頭。饋人看了一應投文的。呈狀的。口詞的。(同上)
- (112a) 跟牌進去。院落裏跪下呈狀。(12/8a8-8b1)
- (112b) 跟牌進去院落裏。跪下呈狀。(同上)
- (113a) 一箇外郎收拾。稟堂上打印了。(12/8b1-2)
- (113b) 一箇外郎收拾稟堂上。打印了。(同上)
- (114a) 一箇外郎叫說堂事畢了呵。堂上還入火房。(12/8b4-5)
- (114b) 一箇外郎。叫說堂事畢了呵堂上還入火房。(同上)
- (115a) 考夷語是。有大考小考。(13/8b7)
- (115b) 考夷語。是有大考小考。(同上)

- (116a) 朝鮮的序班是。講朝鮮的話。(13/9a1-2)
- (116b) 朝鮮的序班。是講朝鮮的話。(同上)
- (117a) 戸部的筭手是。筭計天下戸口錢糧。(14/9a8-9b1)
- (117b) 戸部的筭手。是筭計天下戸口錢糧。(同上)
- (118a) 兵部的筭手是。筭計天下軍馬軍糧。(14/9b1-2)
- (118b) 兵部的筭手。是筭計天下軍馬軍糧。(同上)
- (119a) 望老爺查看舊例。依舊開門。(16/11b6-7)
- (119b) 望老爺查看。舊例依舊開門。(同上)
- (120a) 通事以下楹外行兩拜作揖。西邊站住。(17/12a6-7)
- (120b) 通事以下。楹外行兩拜作揖西邊站住。(同上)
- (121a) 第三四日都司裏喫恩宴。各處衙門送了人情。(17/12b2-3)
- (121b) 第三四日都司裏喫恩。宴各處衙門送了人情。(同上)

以上のうち、前間本における書点の方には文法的な特徴あるいは読み手の個性を反映するとは言えない、明らかな読み誤りの例が認められる。即ち、(76b)、(80b)、(98b)、(111b)、(119b)、(121b)等の諸例であり、いずれも奎章閣本における刻点の方が正しい読みを示すと考えられる<sup>8</sup>。

(待続)

#### <参考文献>

- 竹越孝 2005a. 『翻譯老乞大』と『老乞大諺解』における分句の相違, 『KOTONOHA』31 : 3-8.
- 竹越孝 2005b. 「朝鮮司訳院の漢学書『象院題語』について」, 『汲古』48 : 44-49.
- 竹越孝 2005c. 『象院題語』の版本と冊板, 『KOTONOHA』37 : 4-8.
- 竹越孝 2006a. 「前間本『象院題語』のハングル音注について」, 上, 『KOTONOHA』38 : 10-16 ; 下, 『KOTONOHA』39 : 11-15.
- 竹越孝 2006b. 「〈資料〉『象院題語』翻字」, 『開篇』25 : 63-72.
- 竹越孝 2006c. 『象院題語』の語彙と語法, 『中国語研究』48 : 1-14.

---

<sup>8</sup> これについては朴通事研究会(2005年12月23日)の席上において、岩井茂樹先生を始めとする諸氏よりご指摘いただいた。ここに記して謝意を申し上げる。